

## 県民参加の森づくり事業実施要領

制定	平成17年	3月29日	付け	林第1574号
改訂	平成19年	3月13日	付け	林第2055号
改訂	平成20年	3月14日	付け	林第1939号
改訂	平成21年	3月12日	付け	林第2026号
改訂	平成22年	3月19日	付け	林第1255号
改訂	平成23年	3月7日	付け	林第1186号
改訂	平成23年	5月10日	付け	林第653号
改訂	平成24年	3月14日	付け	林第1442号
改訂	平成25年	2月21日	付け	林第1198号
改訂	平成27年	3月20日	付け	林第1273号
改訂	平成28年	3月15日	付け	林第1204号
改訂	平成29年	2月20日	付け	林第1115号
改訂	平成29年	12月12日	付け	林第756号
改訂	平成30年	11月26日	付け	林第832号
改訂	令和2年	4月1日	付け	林第14号

県民参加の森づくり事業（以下「交付金事業」という。）の実施については、県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱（平成17年7月7日林第1472号）（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業の目的及び内容

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）で定める趣旨に基づき、県民と協働して実施する県民参加の森づくり事業を推進し、もって水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐことを目的とし、この要領により交付金を交付する。

### 第2 交付の対象となる事業

交付対象事業は、次のとおりとする。

(1) 県民のアイデアと参加を基本とし、森を保全する取組や森を利用する取組、森で学ぶ取組であることとする。

#### ① 森を保全・利用する取り組み

ア 森づくり（森林内での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取り組みをいう。以下同じ。）

イ 森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取り組みをいう。）

ウ 身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策

エ 森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取り組みをいう）

オ 木材及び木質バイオマスの利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品、木質バイオマス等を利用する取り組みをいう）

カ 木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取り組みをいう）

キ 竹を利用する取り組み

ク 県民参加の森づくり事業で取り組んだ森を保全する取り組み及び森を利用する取り組みの継続実施（継続事業）

ケ 再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業）

コ 身近な森や集落周辺の里山を保全する取組（継続事業）

#### ② 森で学ぶ取り組み（みーもスクール）

ア 小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動

イ 保育園・幼稚園と連携して行う森林環境学習活動

(2) 上記(1)①のク、ケ、コにおける継続事業の実施期間については、4年間に限る。

### 第3 交付対象者

交付対象者は、自治会、特定非営利活動法人、その他の団体とし、次に掲げる事項を全て遵守している者とする。

- (1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解している者
- (2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められない者
- (4) この事業に関係する会計及び経理を明確に行い、報告できる者
- (5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できる者

#### 第4 事業の実施基準

事業の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 対象森林は国有林を除く。
- (2) この事業により得た、若しくは得る予定の交付金を運転資金として利用しない。
- (3) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- (4) 各種法令に違反していないこと。
- (5) 県内で事業を実施すること。
- (6) 事業を実施しようとする者が、同一年度に既に実施又は完了している事業がある場合は交付対象としない。
- (7) 交付要綱第8条で台帳への記載が必要となる財産は、県内の他団体から本事業の目的に沿った内容の借上依頼があった場合は、必要な条件を付したうえで応じること。

#### 第5 事業の対象経費

事業実施のために必要な経費とし、その詳細は、交付要綱のとおりとする。

#### 第6 事業の実施

- 1 事業を実施しようとする者は、別に知事が指定する日までに県民参加の森づくり事業提案書（様式1号）または県民参加の森づくり事業継続事業提案書（様式2号）を知事に提出するものとする。ただし、県民参加の森づくり事業提案書（様式1号）は、1団体1提案とする。
- 2 知事は、前項により提出された提案書の内容を審査するとともに水と緑の森づくり会議の意見を踏まえ、適当と認められる事業について内示をするものとする（様式3号）。
- 3 内示のあった交付対象者は、交付要綱により、県民参加の森づくり事業費交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。  
なお、事業実施にあたっては、事業実施団体代表者名義の預貯金口座を用意し、その写しを提出することとする。
- 4 知事は、前項により提出された申請書の内容を審査するとともに、適当と認められる事業について交付決定（様式4号）をするものとする。

#### 第7 交付金の交付にあたって付す条件

- 1 交付金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。
  - (1) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
  - (2) 交付対象者は交付金等に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。
  - (3) 交付対象者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しておかなければならない。
  - (4) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産については、交付金事業完了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」で定められた処分制限期間内（以下「処分制限期間内」という。）においては、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に従って使用し、その有効活用を図らなければならない。
  - (5) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第8条に定める財産について、処分制限期間内において、知事の承認を受けて収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させられることがある。
  - (6) 交付対象者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産を転用することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。  
また、知事の承認を受けて当該財産を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る財産等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には知事に協議することができる。

- (7) 交付対象者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (8) 事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることを必ず明記し、事業のPRにつとめること。
- (9) この事業を各種広報媒体、報告書等で広くPRし、その実績資料を交付要綱第8条に掲げる実績報告書兼精算払請求書（以下「実績報告書」という。）に添付すること。
- (10) 交付対象者は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。
- (11) 県産木材は「しまねの木認証材」とすること。ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が、県産材であることを証明した木材に替えることができる。これら証明書については、実績報告書に添付すること。
- (12) 交付対象者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の仕入控除対象者で、確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、交付金交付要綱様式第5号により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の交付金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して交付金交付申請し、交付金の交付を受けた場合はこの限りではない。

## 第8 交付金の変更交付について

知事は、交付要綱第4条に基づき提出された申請書の内容を審査するとともに、適当と認められる事業について変更交付決定（様式5号）をするものとする。

## 第9 実施状況の報告

交付対象者は、知事が指示したときは、当年度事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

## 第10 事業の中断・中止等の取り扱い

- 1 知事は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合、もしくは交付対象者等から事業の中断又は中止が必要となった旨の報告を受けた場合は、速やかに事態の概要を把握するとともに必要に応じて交付対象者に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。
  - (1) 申請時の計画に即した事業が行われていないと認められる場合
  - (2) 交付対象者等に事業の継続の意志がないと認められる場合
  - (3) 事業実施中に参加者の傷病その他の事由により事業の中断又は中止が必要になったと認められる場合
  - (4) 本事業に関する不正が認められた場合
- 2 知事が事業の中断又は中止がやむを得ないと判断した場合は、交付対象者に対して事業中止を命じるとともに、交付決定の取り消しを行うものとする。

## 第11 交付金の支払い

- 1 交付金の支払いは原則として事業が完了し、実績報告書の提出後とする。
- 2 交付要綱第6条の概算払い請求については、請求時に完了した部分までを対象とし、請求できる金額は、県交付金の全部又は一部とする。

また、概算払い請求の期限は、各月末までに完了し概算払いを受けようとする出来高部分について翌月の10日までに県の地方機関に提出することとし、3月完了分は実績報告に併せ精算払い請求とする。
- 3 継続事業の概算払い請求は1回のみとする。

## 第12 事業実績の報告

交付対象者は、事業が完了した場合に、交付要綱第7条により実績報告書を知事に提出しなければならない。

## 第13 完了確認・検査

検査は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年12月28日島根県訓令第6号）に基づき、下記のとおり行うものとする。

- (1) 概算払いは、地方機関が執行状況の確認を行い、必要に応じて中間検査を実施し、県庁に報告するものとする（様式6号）。
- (2) 地方機関が行う完了検査については、交付要綱に基づく実績報告書受理後、10日以内に検査をするものとする。  
検査にあたっては、現地確認のほかに、納入された物品の規格・数量並びに支払い状況を確認するものとし、結果を県庁に報告するものとする。  
なお、支払い状況については、実績報告書の金額と帳簿（出納帳、通帳）の確認に加えて、次により確認するものとする。
  - ① 実績報告書、帳簿、領収書の金額の突合
  - ② 領収書の発行年月日
  - ③ 領収書の宛先
  - ④ 領収書の金額
- (3) 実施場所が複数の地方機関の所管区域にまたがる場合の検査は県庁で行うものとする。

#### 第14 額の確定

知事は、完了検査が終了した後に額の確定を行うものとする（様式7号）。

#### 第15 事業実施後の状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年から4年間県民参加の森づくり事業活動状況報告書（様式8号）を3月31日までに提出するものとする。  
ただし、森で学ぶ取組（みーもスクール）は除く。

#### 附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。  
この要領は、平成19年3月13日から施行し、平成19年度分から適用する。  
この要領は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度分から適用する。  
この要領は、平成22年3月19日から施行する。  
この要領は、平成23年3月7日から施行し、平成23年度分から適用する。  
この要領は、平成23年5月10日から施行する。  
この要領は、平成24年3月14日から施行し、平成24年度分から適用する。  
この要領は、平成25年2月21日から施行し、平成25年度分から適用する。  
この要領は、平成27年3月20日から施行し、平成27年度分から適用する。  
この要領は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度分から適用する。  
この要領は、平成29年2月20日から施行し、平成29年度分から適用する。  
この要領は、平成29年12月12日から施行し、平成30年度分から適用する。  
この要領は、平成30年11月26日から施行し、平成31年度分から適用する。  
この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分から適用する。
- 2 令和2年3月31日までにみーもの森づくり実施要領に基づき実施した事項については、本実施要領中の「県民参加の森づくり事業」を「みーもの森づくり事業」と読み替える。